復興特別所得税に関するご案内

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる預金の利子や定期積金の給付補填備金、出資配当金等に課税される所得税に対し、復興特別所得税として所得税額の2.1％が付加されます。

	預金利子 ・ 定期積金給付補填備金	出資配当金
～平成24年12月31日	**20%** （所得税 15%、住民税 5%）	**20%** （所得税 20%）
平成25年1月1日 ～ 平成49年12月31日	**20.315%** （所得税 15.315%、住民税 5%）	**20.42%** （所得税 20.42%）

○平成25年1月1日以後の利払日に支払われる利子等の全額に対して上記税率で課税されます。
○マル優、マル特を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。
○内国法人等は利子等に対し、上記の税率で源泉徴収されます。

★定期預金の場合
満期日が平成24年12月31日以前で、預金利子が平成25年1月1日以後に支払われた場合は、満期日以後の利子について一律20.315％が適用されます。
（預金利子が平成24年12月31日までに支払われた場合は、従来どおり20％が適用されます。）

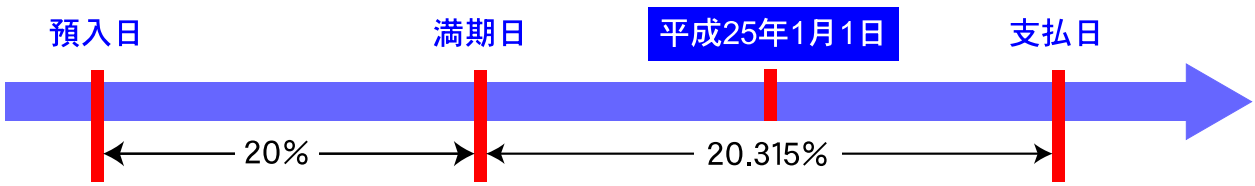

■当組合の既製の広告宣伝物（チラシ・ポスター）等に復興特別所得税の記載がないものがございますので、予めご了承願います。

●詳しくは窓口にお問い合わせください。

イオ信用組合